

# 大分県スポーツ推進条例 逐条解説

平成30年3月  
大分県議会

(前文)

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応えるとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらし、さらには、体力の向上や精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身両面にわたる健康の保持増進に資するものである。

また、スポーツは、子どもの健全育成や、障がい者の社会参加の促進、地域社会の再生、社会・経済の活力の創造など、多面にわたる役割を担っている。

このため、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、県民一人ひとりがスポーツの意義を理解し、より多くの県民が生涯にわたり日常的にスポーツに親しむとともに、スポーツ選手が競技においてその力を十分に発揮し活躍することが求められており、そのためには、スポーツの意義や価値を広く共有し、県民の参画のもとに、スポーツ環境を整備していくことが必要である。

本県においては、ラグビーワールドカップ2019の開催及び大規模大会も開催可能な武道をはじめとする屋内スポーツの拠点施設の供用開始を控えており、併せて2020年東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから、スポーツの推進に向けた機運が高まりを見せている。

これを契機として、より多くの県民がスポーツに親しむための環境づくりや、競技力の向上を推進するとともに、その成果をレガシー（遺産）として更に発展させ、次世代に引き継いでいかなければならない。

ここに、県民の誰もが、それぞれのライフステージに応じて、スポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を味わいながら、健康で活力ある豊かな生活を営むことができる大分県の実現を目指し、この条例を制定する。

**【趣旨】**

スポーツの意義と条例全体の考え方を明示するとともに、条例を制定する必要性を宣言・周知するために、前文を設けました。

第一章 総則

(目的)

第1条 この条例は、スポーツの推進について、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者、スポーツ関係団体（主としてスポーツの推進に関する活動を行う団体をいう。以下同じ。）及びスポーツ関係者（スポーツの推進に関する活動を行う者をいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって県民の心身ともに健康な生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする

**【趣旨】**

本条は、本条例の概要・構成を明らかにするとともに、その目的を定めたものです。

**【解説】**

- 1 「スポーツ関係団体」は、次に例示する団体等を指します。
  - ・公益財団法人大分県体育協会
  - ・大分県障がい者体育協会
  - ・大分県障がい者スポーツ指導者協議会

- ・大分県スポーツ推進委員協議会
- ・大分県生涯スポーツ協会
- ・スポーツ少年団
- ・総合型地域スポーツクラブ（学校や公民館など身近な施設を拠点として、子どもから高齢者まで、それぞれの興味・関心に応じてスポーツを中心に様々な活動を行うクラブ）
- ・民間スポーツクラブ（スポーツジム等）
- ・プロスポーツチーム

2 「スポーツ関係者」は、次に例示する者等を指します。

- ・スポーツ推進委員（スポーツ基本法第32条の規定に基づき、市町村教育委員会（市町村長がスポーツに関する事務を管理し、及び執行している場合は市町村長）が委嘱し、スポーツ推進の事業の実施に係る連絡調整、住民に対するスポーツの指導その他スポーツに関する指導助言を行う者。）
- ・スポーツ選手
- ・スポーツ指導者（ボランティアで指導する者を含む。）
- ・審判員、スポーツドクターなど競技関係者
- ・公務員のうちスポーツの推進に関係する者
- ・スポーツ関係団体に所属する者

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

- 一 スポーツ 個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動（レクリエーションとして行われる身体活動、ウォーキングその他の軽度の身体活動を含む。）をいう。
- 二 スポーツ活動 スポーツを行い、指導し、若しくは観戦し、又はスポーツの競技会その他の催しの運営に携わる活動をいう。

【趣旨】

本条は、本条例の主要な用語について定義するものです。

【解説】

スポーツの概念を幅広く捉え、スポーツの定義は、競技スポーツに限定せず、レクリエーションとして行われるハイキング、キャンプ活動などの野外活動や、健康増進目的で行われるウォーキング、体操なども含むこととしています。

（基本理念）

第3条 スポーツの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 県民参加の促進 県民のスポーツに対する理解と関心を高めるとともに、全ての県民が、生涯にわたって、自らの関心、目的、体力、技術、健康状態等に応じて、身近にスポーツに親しむことのできる機会の確保を図ることによって、スポーツ活動への自主的な参加を促進すること。
- 二 健康づくりの推進及び健康寿命の延伸 スポーツを通じて、県民の心身の健康の保持増進、体力の向上、疾病の予防、介護の予防などの健康づくりを推進するとと

もに、健康寿命の延伸に寄与すること。

三 子どもの健全育成 スポーツを通じて、子どもの心身の健全な発達、規範意識の醸成及び豊かな人間性の涵養を図り、健全な育成に資すること。

四 障がい者への配慮及び支援 障がい者が自主的かつ積極的にスポーツに親しむことができるよう、障がいの種類及び程度に応じて必要な配慮及び支援を行うこと。

五 競技力の向上 スポーツ選手及びスポーツチームが優秀な成績を収めることができるよう、競技力の向上を図ること。

六 地域の活性化 スポーツを通じて、地域間交流、世代間交流及び国際交流を促進し、地域の活性化を図ること。

#### 【趣旨】

本条は、スポーツの推進に係る基本理念を定めたものです。

#### 【解説】

- 1 スポーツの推進に取り組む上で基本となる事項を具体的に示し、本条例の基本理念を明らかにしています。
- 2 「子ども」は満18歳に満たない者を指します。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

2 県は、前項の規定により施策を策定し、実施するに当たっては、県民、市町村、事業者、スポーツ関係団体、スポーツ関係者、学校及び保健医療福祉関係者その他の健康づくり関係者との連携に努めるものとする。

#### 【趣旨】

本条は、スポーツの推進に係る県の責務について定めたものです。

#### 【解説】

- 1 「県」は、知事部局、県議会、各行政委員会（教育委員会等）、各地方公営企業等（病院局等）を含めた普通地方公共団体としての「大分県」を指します。
- 2 「事業者」は、事業を行う企業、団体、個人を指します。
- 3 「学校」は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校、並びに同法第126条に規定する高等専修学校を指します。
- 4 「保健医療福祉関係者」は、次に例示する者等を指します。
  - (1) 保健医療に関する専門職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、理学療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、健康運動指導士 等）
  - (2) 福祉に関する専門職（社会福祉士、介護福祉士、身体障害者福祉司、保育士 等）
  - (3) 保健医療福祉業務に従事する民間企業の社員、事業者、団体職員、公務員及びボランティア
- 5 「健康づくり関係者」は、次に例示する者等を指します。
  - (1) 健康づくりに取り組む団体（母子愛育会、地域婦人団体、老人クラブ、PTA、食生活改善推進協議会）の構成員

## (2) 健康づくり業務に従事する民間企業の社員、事業者、団体職員、公務員及びボランティア

(県民及び事業者の役割)

第5条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、スポーツが県民生活及び地域社会で果たす役割について理解を深めるよう努めるとともに、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

### 【趣旨】

本条は、スポーツの推進に係る県民及び事業者の役割について定めたものです。

### 【解説】

県民はスポーツ推進の中心的な存在であること及び事業者はスポーツの推進に当たって大きな役割を果たすことが期待されていることから、その役割を努力義務として規定しています。

(スポーツ関係団体及びスポーツ関係者の役割)

第6条 スポーツ関係団体及びスポーツ関係者は、基本理念にのっとり、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるとともに、県、市町村、事業者、他のスポーツ関係団体、他のスポーツ関係者、学校及び保健医療福祉関係者その他の健康づくり関係者との協働に努めるものとする。

### 【趣旨】

本条は、スポーツの推進に係るスポーツ関係団体及びスポーツ関係者の役割について定めたものです。

### 【解説】

スポーツ関係団体及びスポーツ関係者は、スポーツの推進に当たって大きな役割を果たすことが期待されているため、その役割を規定しています。

## 第二章 施策

(推進計画)

第7条 県は、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 県は、推進計画を策定するに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、大分県スポーツ推進審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 県は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、推進計画の変更について準用する。
- 6 県は、推進計画の進捗状況について、毎年度、大分県スポーツ推進審議会に報告し、その意見等を踏まえて、計画の効果的な推進に努めるものとする。

### 【趣旨】

本条は、スポーツの推進に当たっての推進計画について定めたものです。

### 【解説】

- 1 県は、スポーツ推進の基本的な方向性を示した「推進計画」を策定し、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしています。
- 2 「推進計画」は、スポーツ基本法第10条に規定する地方スポーツ推進計画であり、具体的には、大分県スポーツ推進計画を指します。
- 3 「大分県スポーツ推進審議会」は、大分県スポーツ推進審議会条例で規定する審議会であり、教育委員会又は知事の諮問に応じて、スポーツの推進に関する事項について調査審議し、これらの事項について教育委員会又は知事に建議します。

#### (生涯にわたるスポーツ活動の推進)

第8条 県は、全ての県民が、生涯にわたって、自らの関心、目的、体力、技術、健康状態等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるよう、県民がスポーツ活動に参加する機会の提供及び環境の整備、スポーツ医科学の活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 【趣旨】

本条は、県が、県民の生涯にわたるスポーツ活動を推進するため、必要な施策を講ずることを定めたものです。

### 【解説】

- 1 県民によるスポーツ活動への自主的な参加を促進するためには、生涯を通じて、県民がそれぞれの状況に応じて、身近にスポーツに親しむことのできる環境づくりが必要です。  
このため、県は、県民が生涯にわたって、身近にスポーツに親しむことができるよう、必要な施策を講ずることとしています。
- 2 「スポーツ医科学」は、スポーツを医学的・科学的な見地から多面的に研究するとともに、これらの知識や研究成果をスポーツ活動に応用することを指します。

#### (健康づくりの推進及び健康寿命の延伸)

第9条 県は、県民のスポーツを通じた心身の健康の保持増進、体力の向上、疾病の予防、介護の予防などの健康づくりを推進するとともに、健康寿命の延伸に寄与するため、適切な情報の提供、スポーツ医科学の活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 【趣旨】

本条は、県が、スポーツを通じた県民の健康づくりを推進するとともに、健康寿命の延伸に寄与するため、必要な施策を講ずることを定めたものです。

### 【解説】

- 1 県民が生涯を通じて心身ともに健やかで活力あふれる人生を送るためには、健康寿命を延伸し、生活の質の向上を図ることが重要です。  
このため、県は、健康づくりを推進するとともに、健康寿命の延伸に寄与するため、必要な施策を講ずることとしています。
- 2 「健康寿命」は、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を指します。

(子どものスポーツ活動の推進)

第10条 県は、子どもの心身の健全な発達、規範意識の醸成及び豊かな人間性の涵養を図り、健全な育成に資するため、子どもがスポーツ活動に参加する機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

**【趣旨】**

本条は、県が、子どものスポーツ活動を推進するため、必要な施策を講ずることを定めたものです。

**【解説】**

スポーツによって、子どもの心身の健全な発達を図ることはもとより、その教育的効果によって、子どもの規範意識の醸成や豊かな人間性の涵養を図ることが期待できます。このため、子どものスポーツ活動の推進に必要な施策を講ずることとしています。

(学校におけるスポーツ活動の推進)

第11条 県は、学校におけるスポーツ活動の充実を図るため、教員の資質の向上、スポーツ環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

**【趣旨】**

本条は、県が、学校におけるスポーツ活動を推進するため、必要な施策を講ずることを定めたものです。

**【解説】**

学校では、スポーツに親しむ資質や能力を育成し、児童生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを送ることのできる基礎を培うとともに、部活動の場で、競技能力の一層の向上を図る必要があります。

このため、県は、学校におけるスポーツ活動の推進に必要な施策を講ずることとしています。

(障がい者のスポーツ活動の推進)

第12条 県は、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツ活動に参加することができるよう、その障がいの種類及び程度に応じたスポーツへの参加の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

**【趣旨】**

本条は、県が、障がい者のスポーツ活動を推進するため、必要な施策を講ずることを定めたものです。

**【解説】**

障がい者のスポーツ活動を推進することは、障がい者の自立や社会参加の促進に繋がるとともに、社会の障がいに対する理解が一層深まることに寄与し、共生社会の実現に向けた一助となることも期待できます。

このため、県は、障がい者のスポーツ活動の推進に必要な施策を講ずることとしています。

(競技力の向上)

第13条 県は、競技力の向上を図るため、スポーツ選手の計画的な育成、スポーツ医学の活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

**【趣旨】**

本条は、県が、競技力の向上を図るため、必要な施策を講ずることを定めたものです。

**【解説】**

競技力の向上は、スポーツ選手やスポーツチームが活躍し、県民に夢や感動を届けることや、地域に活力をもたらすことに繋がります。

このため、県は、スポーツ選手やスポーツチームが優秀な成績を収めることができるよう、競技力の向上を図ります。

(スポーツを通じた地域の活性化)

第14条 県は、スポーツを通じて、地域間交流、世代間交流及び国際交流を促進し、地域の活性化を図るため、総合型地域スポーツクラブの活用、豊かな自然環境の活用など地域の特性に応じた取組への支援、スポーツツーリズムの推進、スポーツの競技会その他の催しの開催又は誘致その他の必要な施策を講ずるものとする。

**【趣旨】**

本条は、県が、スポーツを通じた地域の活性化を図るため、必要な施策を講ずることを定めたものです。

**【解説】**

1 スポーツは、地域間・世代間の交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するとともに、誘客や交流人口の拡大によって、地域の活性化に寄与します。

このため、県はスポーツを通じた地域の活性化を図るため、必要な施策を講ずることとしています。

2 「スポーツツーリズム」は、スポーツの観戦、スポーツイベントへの参加、スポーツ合宿などを目的とした地域への来訪を促進することや、それらと地域の観光を融合させることによって、交流人口の拡大や地域経済への波及効果の創出などを目指す取組を指します。

(スポーツの観戦及び支援の促進)

第15条 県は、県民によるスポーツの観戦及びスポーツへの支援を促進し、スポーツへの関心の拡大及びスポーツに親しむ機運の醸成を図るため、スポーツの観戦機会の提供及び広報、スポーツボランティア活動の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

**【趣旨】**

本条は、県が、県民によるスポーツの観戦及びスポーツへの支援を促進するため、必要な施策を講ずることを定めたものです。

**【解説】**

スポーツを「みる」(観戦する) こと及び「ささえる」(支援する) ことは、個人・社



会の活力創出や絆の深化とともに、スポーツへの関心の拡大とスポーツに親しむ機運の醸成に繋がるものであるため、県は、これらについて必要な施策を講じることとしています。

(人材の確保、育成及び活用)

第16条 県は、競技力の向上及びスポーツ活動の充実に寄与するため、スポーツ指導者その他のスポーツ活動に携わる人材の確保、育成及び活用に関し必要な施策を講ずるものとする。

**【趣旨】**

本条は、県が、スポーツに関係する人材の確保、育成及び活用に関し必要な施策を講ずることを定めたものです。

**【解説】**

指導者を始めスポーツに関係する人材の確保、育成（資質の向上を含む）及び活用は、競技力の向上や各種のスポーツ活動の推進において重要であるため、県は、これらについて必要な施策を講じることとしています。

(調査研究及び情報提供)

第17条 県は、スポーツ活動の充実に寄与するため、スポーツに関する調査研究を行うとともに、広く県民に対してスポーツに関する情報提供を行うものとする。

**【趣旨】**

本条は、県が、スポーツに関する調査研究及び県民へのスポーツに関する情報提供を行うことを定めたものです。

**【解説】**

県は、各種のスポーツ活動を推進するために必要な調査研究を適宜実施し、その結果を施策の策定や実施に生かしていきます。

また、県民がスポーツに興味・関心を持ち、スポーツ活動に主体的に取り組めるよう、広く県民に対してスポーツに関する情報提供を効果的に行います。

(スポーツ施設の整備等)

第18条 県は、基本理念の実現を図るため、スポーツ施設の整備及び管理を行うとともに、利用促進のため必要な施策を講ずるものとする。

**【趣旨】**

本条は、県が、スポーツ施設の整備及び管理を行うとともに、その利用促進のため必要な施策を講ずることを定めたものです。

**【解説】**

スポーツやスポーツ活動を行うためには一定程度の施設が必要であるため、県は、地域における需要に応じて、スポーツ施設の整備を行うとともに、適正な管理を行います。

また、スポーツ施設の利用を促進することによって、施設を有効に活用し、スポーツの推進に寄与します。

(顕彰)

第19条 県は、県民のスポーツに対する関心及びスポーツを行う意欲を高めるため、スポーツで特に優秀な成績を収めた者及びスポーツの推進に特に功績があったと認められる者の顕彰を行うものとする。

【趣旨】

本条は、県が、スポーツで特に優秀な成績を収めた者及びスポーツの推進に特に功績があったと認められる者の顕彰を行うことを定めたものです。

【解説】

県は、顕彰を行うことによって、優秀な成績を収めたスポーツ選手や指導者の功績を称えるとともに、県民の多様なスポーツ活動の励みとし、県民のスポーツに対する関心及びスポーツを行う意欲を高めます。

(財政上の措置)

第20条 県は、スポーツの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、県が、スポーツの推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを定めたものです。

【解説】

施策の実施に係る予算を確保することは重要であることから、必要な経費の予算化に努めることとしています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている大分県スポーツ推進計画は、第7条第1項の規定により定められた推進計画とみなす。

【趣旨】

本附則は、この条例の施行期日と経過措置を定めたものです。

【解説】

- 1 本条例は公布の日（平成30年3月14日）に施行されます。この条例は、県民等に法的義務を課すものではないことから周知期間を置かず施行するものです。
- 2 本条例が施行されると、第7条第1項の規定により県は計画を策定する必要がありますが、現在既に大分県スポーツ推進計画が策定されていますので、この計画を本条例に定める計画とみなすこととしています。

